

案」における科学研究に対する態度が、何よりも先ず批判され、検討されるべきであろう。

2. 具体的な問題について

「意見案」におけるこのような基本的態度のゆえにそのうちに開陳している個々の具体的な提案においても幾多の問題点を残しているが、ここでは特に次の点だけを指摘しておきたい。科学の研究には、経過的・政策的なものもあるが、一般に科学研究とくに大学および附置研究所における研究のように自主的で創意的な研究の分野があり、学問の発達にとつては、この方がむしろ本質的なものである。それらを形式的に調整の対象にすることは極めて不合理といわねばならない。

3. 政府と学術会議との関係について

政府と学術会議との関係については、学術会議で目下慎重に検討中であり、近く成案をうる予定であるから、それを十分に尊重されたい。

なお、科学研究の在り方については、日本学術会議の「科学研究基本法の制定について」の勧告（昭和37年5月18日付庶発第343号）にのべられているので、科学技術行政についてもそれに基づいて再検討されることを希望する。

6-20

庶発第710号 昭和39年9月25日

臨時行政調査会会長 佐藤喜一郎 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

臨時行政調査会科学技術班による

「科学技術行政の改革に関する意見書」

に対する意見について

標記のことについて、別紙のとおり意見を提出します。

<別紙>

先にわれわれは、臨時行政調査会科学技術班の中間意見案（39.3）を検討し、基本的な考え方につき、意見を述べましたが、今回右の中間意見案を若干修正した同班の意見案（39.8.14）に接しましたので、改めて希望を申し入れます。

- (1) 全く自由な科学者の自主的な研究が、真の科学技術発展の基礎であるということを十分に理解されたい。
- (2) 大学において得られた研究成果の応用開発及び大学の研究者が国のプロジェクトに参加して行なう研究と大学にのける研究とを明確に区別されたい。
- (3) 大学における研究をも新しい科学技術行政機関の企画調整ないしは研究管理に含めることのないようにされたい。これらの点をとくに考慮して、意見案を修正されたい。